

みんなの 介護保険



新しい介護予防・日常生活支援総合事業等を掲載しています。
また、平成28年度の決算についてお知らせします。

■地域のデータ(平成29年8月31日現在)

総人口

125,522人

世帯数

50,157戸

65歳以上人口

32,359人

高齢化率

25.78%

(鳥栖地区広域市町村圏組合は、鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町で構成されています)

鳥栖地区広域市町村圏組合

VOL.27
2017.10

介護保険の手続きについて

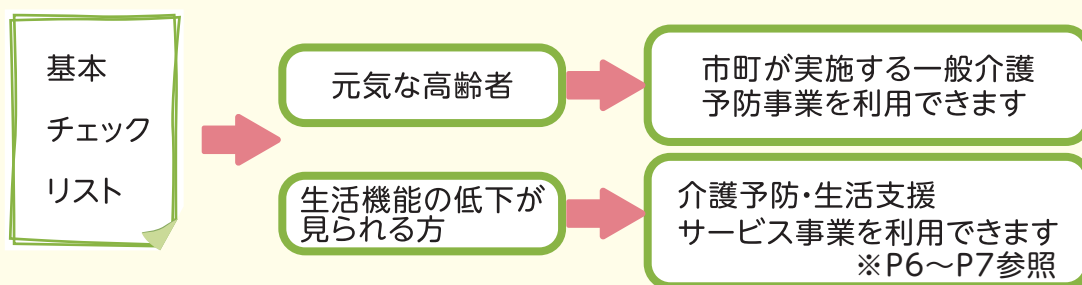
介護保険のサービスを利用するには、要介護認定の申請または基本チェックリストの実施が必要です。

介護や支援が必要になったら、まず地域包括支援センターや市町の窓口にご相談しましょう。
相談の内容によって、

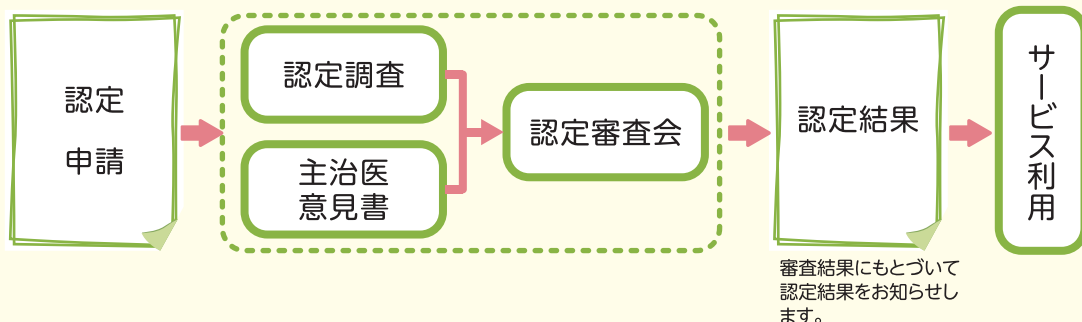
- ・ 総合事業サービスを利用したい人は、基本チェックリストを行います。→ ①へ
- ・ 介護保険サービスを利用したい人は、要介護(要支援)認定申請をします。→ ②へ

サービスを利用するまでの流れ

① 心身や日常生活の状態など25項目のチェックを行い、生活機能を調べます。



② 申請後、認定調査と主治医意見書の内容を認定審査会で審査し、要介護度を判定します。



要介護1～5

介護保険の介護サービスを利用できます

要支援1・2

介護保険の介護予防サービスと
介護予防・生活支援サービスを利用できます

問い合わせ：介護保険課 認定係 TEL 0942-81-3315

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の効力発生日は認定申請日になります。※1

認定の有効期限は新規の場合は原則6か月、更新の場合は原則12か月です。※2

要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

※1 更新の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日

※2 介護認定審査会の意見に基づき、認定の有効期限を新規は12か月まで、更新は24か月までに延長する場合があります。

こんなとき

申請後、認定結果が通知されるまでの間に 介護サービスを利用したいとき

申請した後、認定結果が通知されるまでの間も介護サービスを利用することができます。その場合は「暫定ケアプラン」を作成して鳥栖地区広域市町村圏組合に届け出ると、介護サービスを受けることができます。

こんなとき

認定結果に納得できないとき

要介護（要支援）認定の結果などに疑問や不服がある場合は、まずは鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの市町の窓口までご相談ください。その上で納得できない場合には、通知を受け取った日から3か月以内に、都道府県に設置されている「介護保険審査会」に審査請求することができます。

※審査結果が通知されるまでの間は、認定された要介護状態区分でサービスを利用します。

こんなとき

要介護(要支援)認定の有効期間内に 心身の状態が変化したとき

有効期間内に心身の状態が変化して、現在の要介護状態区分に該当しなくなった場合には、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの市町に区分の変更の申請をしてください（手続きは初回と同じ）。

問い合わせ：介護保険課 認定係 TEL 0942-81-3315

介護保険料について

もうすぐ65歳を迎えられる方へ

介護保険制度において、65歳は第2号被保険者から第1号被保険者に切り替わる節目の年齢です。65歳になられますと、下記のように変わります。

被保険者証

介護保険の第1号被保険者であることの証として、65歳を迎えられる方全員に郵送されます（誕生月の上旬に郵送）。介護サービスが必要となられた場合に必要となりますので、大切に保管しましょう。

介護保険料

それまでは加入医療保険料と合わせて納められていた介護保険料を、65歳の誕生月分からは直接本組合に納めていただくこととなります（加入医療保険と二重納付にはなりません）。誕生月翌月に納付書、介護保険料のご案内等の書類が郵送されます。



よくあるお問い合わせ

Q

介護保険料の金額はどうやって決まるの？

A

回答：被保険者本人の前年中の合計所得や年金収入額、本人又は同世帯員の住民税の課税状況に応じて年度額の介護保険料が決まります。

Q

65歳になったばかりで現在働いているけれども、会社の方からも介護保険料を引かれている。二重に納付することになるのでは？

A

回答：「65歳誕生日の前日が属する月」を境に資格変更（2号→1号）となり、月単位での計算となりますので二重に納付することにはなりません。

Q

介護保険料は年金から引かれると聞いたけど、なぜ私は納付書払いなの？

A

回答：65歳到達時又は本組合（市町）へ転入された時から年金機構との確認が始まるため、年金天引き開始までに半年～1年を必要とします。原則は特別徴収（年金から天引き）ですが、上記確認の期間中は、全ての方が普通徴収（窓口納付や口座振替）で納付することになります。

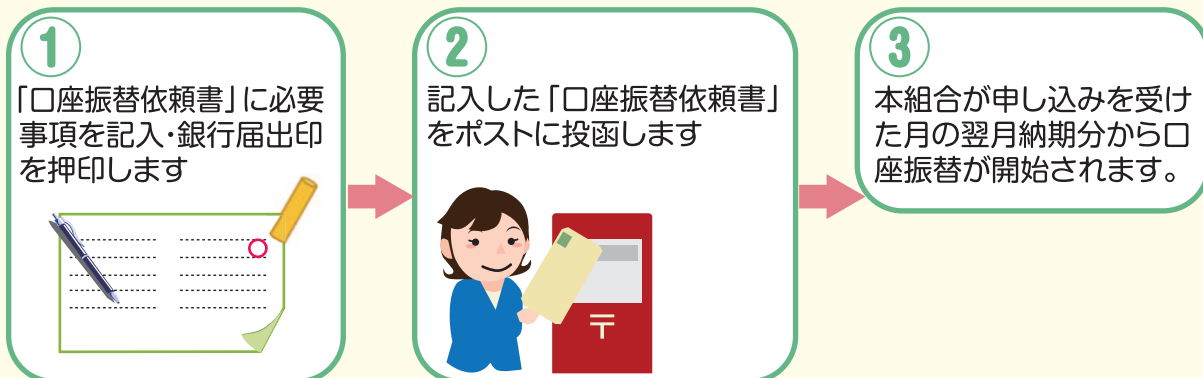
介護保険料の納付は**便利な口座振替**をご利用ください！

便利 納付のたびに金融機関などへ出かける手間がはぶけます！

安心 うっかり納め忘れることがなくあんしんです！

簡単 手続きは簡単です！

平日忙しい方におすすめです！



※ 納付方法が「普通徴収」（納付書払い）の部分に限ります。
「特別徴収」（年金天引き）の方は年金天引きが優先されます。

介護保険料納付証明書について

納めていただいた介護保険料は確定申告における社会保険料控除の対象となります。

本組合では基本的に、平成29年（平成29年1月～12月まで）の間に、**普通徴収（納付書もしくは口座振替）で納付された方**に、納付された普通徴収分の保険料金額を表示した『介護保険料納付証明書』をお送りします。発送は平成30年1月中旬を予定しております。

特別徴収（年金天引き）の方につきましては、年金保険者から届くハガキ『公的年金等の源泉徴収票』に、年金天引き分の保険料金額が記載されていますので、そちらをご利用ください。

※特別徴収の方でも、年金保険者（日本年金機構など）から『公的年金等の源泉徴収票』が送られてこない方、年末調整等により事前に必要な方等につきましては、個別に証明書を発行することができますので、本組合 介護保険料係またはお住まいの市町の介護保険担当窓口 に申請をして、お受け取り下さい。

平成29年中の納付方法	証明内容等
普通徴収（納付書または口座振替）のみの方	本組合から送付する『介護保険料納付証明書』をご利用ください。
特別徴収（年金から天引き）のみの方	年金保険者（日本年金機構など）から送付されます『公的年金等の源泉徴収票』をご利用ください。
普通徴収と特別徴収の両方で納められた方	『介護保険料納付証明書』+『公的年金等の源泉徴収票』を併用してご利用ください。

問い合わせ：総務課 介護保険料係 TEL 0942-85-3637

介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました!! ～いつまでも生き生きと自分らしく暮らすために～

平成29年4月から本組合および市町(鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町)では、介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。(これまでの「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」は平成29年度中に「訪問型サービス」「通所型サービス」に移行します。)

※「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」以外のサービスは今までどおり介護保険で利用できます。

いままでの

介護予防訪問介護(介護保険)

● サービス内容

家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合に、掃除・洗濯・調理などの支援や食事・入浴・排泄の介助などを 受けられます。

● 利用者の負担

1か月1,168円～3,704円

いままでの

介護予防通所介護(介護保険)

● サービス内容

通所介護施設などに通って、食事・入浴・排せつの介助や機能訓練、レクリエーションなどを日帰りで利用できます。

● 利用者の負担

1か月1,647円～3,377円
※サービス内容や体制により加算があります。

介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援認定で要支援1・2と判定された人、生活機能が低下している人(＝事業対象者)を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」を行っています。

これまでのサービスをより充実させ、その方の状態にあったサービスを提供することで、住民の皆さんの生活を支援し、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためのお手伝いをする事業です。

ご利用に関するご相談・ご質問などは、
お住まいの市町の高齢者福祉担当窓口 または
最寄りの地域包括支援センター にお問い合わせいたします。



新しい!!

訪問型サービス

訪問介護員等がご自宅を訪問し、在宅生活を継続できるように、その方の状態に合わせて、自立生活に向けた支援を行います。

新しい!!

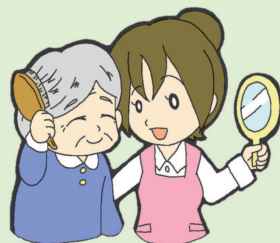
通所型サービス

通所型サービス事業所(デイサービスセンター)などで、利用者が主体的に参加し、日常生活の様々な支援や、在宅生活を続けていくために必要な生活動作訓練や趣味活動などを行います。

介護予防訪問型サービス

今までの訪問介護と同等のサービスで身体介護・生活支援を専門の訪問介護員が支援します。

利用者負担のめやす(1割負担の場合) (1カ月につき)	
週1回程度	1,168円
週2回程度	2,335円
週3回程度 ※要支援2の利用者もしくは 総合事業対象者のみ	3,704円



自立支援訪問型サービス

生活支援のみのサービスです。
訪問介護員等と一緒に活動を行うことで介護予防や自立をめざします。

利用者負担のめやす(1割負担の場合) (1カ月につき)	
週1回程度	934円
週2回程度	1,868円
週3回程度 ※要支援2の利用者もしくは 総合事業対象者のみ	2,963円



生活リハビリ通所型サービス

生活動作が低下しないように運動等を行い、家庭での動作が安心して行えるように支援します。

利用者負担のめやす(1割負担の場合) (1カ月につき)	
週1回程度	1,647円
週2回程度 ※要支援2の利用者もしくは 総合事業対象者のみ	3,377円



ハツラツ通所型サービス

元気になった体力を維持し、活動や楽しみが継続できるように支援します。

利用者負担のめやす(1割負担の場合) (1カ月につき)	
週1回程度	1,318円
週2回程度 ※要支援2の利用者もしくは 総合事業対象者のみ	2,702円



ステップアップ通所型サービス

低下した体力を向上し、自立した生活に戻れるように、理学療法士・作業療法士や歯科衛生士、管理栄養士等がその方の状態に合わせて、3か月間(短期集中的)に個別で支援します。

利用者負担のめやす	
1回利用につき	400円

こんな方にオススメです!!

者と比べて
食べ物や飲み込み
にくくなった

退院したばかりで、
体力が戻っていない…
以前の元気を取り戻したい!

あまり動かないので
食欲がなくなってきた

膝が痛くて
買い物に
行けなくなった

最近、
ころびやすくなった…

問い合わせ：介護保険課 地域支援係 TEL 0942-81-3111

介護の日イベント・介護予防講演会 を開催します！

今年度も鳥栖地区広域圏内の市町で、介護の日イベントおよび介護予防講演会を開催いたします。みやき町介護予防講演会につきましては7月22日に開催し、「ためになった」「他の人にも聞かせたかった」「若い人にも聞いてもらいたかった」など大変好評でした。今後、鳥栖市、基山町、上峰町において、以下のとおり講演会等を予定しています。運動して、笑って、楽しく介護予防について学びましょう！

みなさまのお越しをお待ちしております。

※いずれの講演会（イベント）も参加無料・申込不要です。

鳥栖市 介護予防講演会

【日 時】
平成 29 年 11 月 10 日(金)
14:00～16:00
(13:00 開場)

【場 所】
サンメッセ鳥栖
4 階ホール

【テーマ】
笑顔で楽しくチフミの健康体操
～長生きするなら健康で～

【講 師】



藤本 チフミ 氏
・鳥栖市下野町出身
・NPO法人
ルーデンススポーツクラブ
クラブマネージャー

基山町 介護の日イベント

【日 時】
平成 29 年 11 月 14 日(火)
13:00～16:00

【場 所】
基山町民会館 1 階～2 階
(講演会は 2 階小ホール)

記念講演会

【時 間】
14:00～16:00

【テーマ】
めざせ笑涯現役！エアリハ健康術
～道具なし 痛みなし
90 分笑い続けて姿勢改善～

【講 師】

日向亭 葵 氏
・お笑い理学療法士
・おしゃべりテーションの会 代表

展示・相談ブース

【展 示】福祉用具、自助具、
軽失禁用パット等

【相 談】介護、お薬、栄養、
認知症、排泄 等

上峰町 介護予防講演会

【日 時】
平成 30 年 1 月 12 日(金)
14:00～16:00
(13:00 開場)

【場 所】
上峰町民センター
ホール

【テーマ】
笑い与健康

【講 師】



矢野 大和 氏
・おおいた観光特使
・鷹鳥屋神社（佐伯市）宮司

H29 年度

鳥栖市, 基山町, みやき町, 上峰町に
お住まいの方!!

家族介護者交流会のご案内!

参加してみませんか♪

今年で、第6回目の家族介護者交流会となりました。
最近笑っていますか?
在宅介護でイライラしていませんか?
疲れていませんか?
同じように悩んでいる人たちがいます。
仲間と一緒に勉強やストレス解消しましょう!



- 対 象：在宅で、認知症の症状がある方を介護しておられる家族
- 日 時：平成29年9月～平成30年3月
月1回・第3土曜日・10:00～12:30
- 場 所：鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課
- 講 師：西九州大学リハビリテーション学部
藤原和彦先生と作業療法学専攻の学生
- 参 加 費：100円（お茶、お菓子及び材料代）
- 創作活動：デコパージュ（小物作り）、クリスマスリース、正月飾りなど
- 募集定員：10人程度



男性介護者の方!
歓迎します!!

実施機関：鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課
問い合わせ：鳥栖地区広域市町村圏組合
介護保険課 地域支援係 TEL 0942-81-3111

ものわすれ・よかよか相談室

開催のご案内

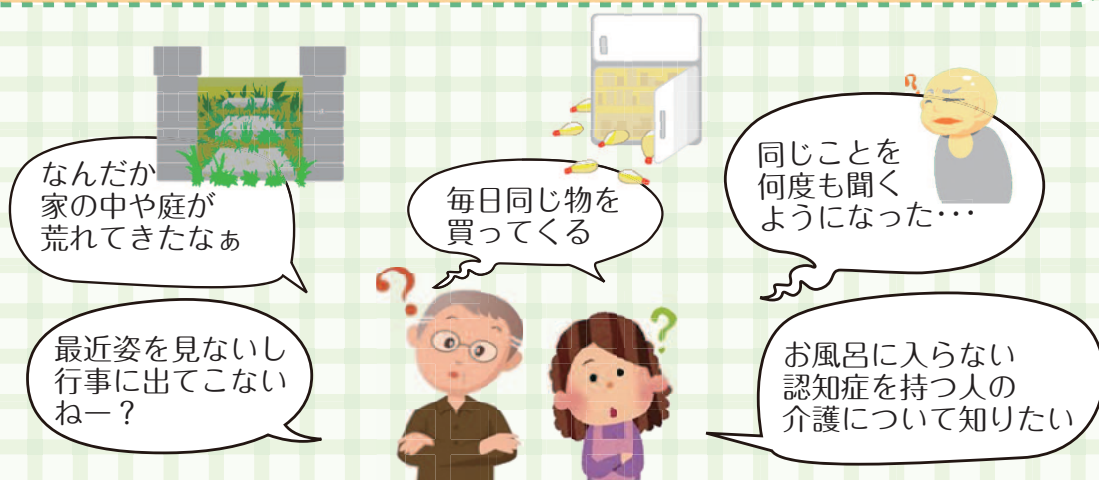
年齢を重ねると、ほとんどの人に「ものわすれ」が出てきて、心身共にストレスに弱くなります。

地域には、ひとり暮らしやふたり暮らしの高齢者が増えています。

「あれ！今までとは違う」とはじめに感じるのは、家族や地域の人です。

まずは、気軽にお話してみませんか？

介護する人は疲れていませんか？介護する人も大事な人です！



◆認知症を持つ人は「何もわからない人」ではありませんよ。

◆自分の中で、「何か変」と感じ、不安感やイライラ感が強くなっています。

「ものわすれ・よかよか相談室」は、ものわすれや認知症について不安に思っているご家族や支援者などの、悩みや問題を解決するためのお手伝いをする相談窓口です。

認知症の方やご家族を支援する専門的な資格（看護師・認知症ケア上級専門士など）と「家族の会」会員である行政職員が対応しており、個人情報を守られます。

ものわすれ・よかよか相談室窓口

0942-81-3111

相談無料（来庁が困難な方は相談に応じます）

日時：第1・3火曜日 13時30分～16時30分
（平成30年1月2日(火)はお休みさせていただきます）

場所：鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課
（鳥栖・三養基地区消防本部の南側）



問い合わせ：介護保険課 地域支援係 TEL 0942-81-3111

平成28年度介護保険特別会計決算報告について

本組合の平成28年度介護保険特別会計の歳入歳出の決算額は下記のとおりです。

歳 入 87億4,291万4千円

歳 出 85億9,784万7千円

差引額 1億4,506万7千円

歳入状況

単位:千円

項目	28年度決算額	27年度決算額	比較	伸率
1 保険料	1,883,223	1,811,826	71,397	3.9%
2 分担金及び負担金	1,321,401	1,262,742	58,659	4.6%
3 国・県支出金	3,076,090	3,025,320	50,770	1.7%
4 支払基金交付金※1	2,284,305	2,243,134	41,171	1.8%
5 繰入金※2	77,772	76,094	1,678	2.2%
6 その他	100,123	174,262	△74,139	△42.5%
歳入合計	8,742,914	8,593,378	149,536	1.7%

※1 40歳から64歳までの方の保険料相当分が、社会保険診療報酬基金から交付されるものです。

※2 第6期計画期間の保険料の上昇分を抑制するため、これまで積み立てておいた資金を計画的に取り崩して繰り入れたものと、低所得者の保険料を軽減するために国、県及び市町から繰り入れたものです。

歳出状況

単位:千円

項目		28年度決算額	27年度決算額	比較	伸率
1 総務費		207,200	184,591	22,609	12.2%
2 保険給付費		8,048,234	7,898,773	149,461	1.9%
内 訳	介護サービス等諸費(要介護者への給付)	7,165,857	7,001,517	164,340	2.3%
	介護予防サービス等諸費(要支援者への給付)	491,276	493,318	△2,042	△0.4%
	その他のサービス費	391,101	403,938	△12,837	△3.2%
3 地域支援事業費 ※3		241,368	234,724	6,644	2.8%
内 訳	介護予防事業費	82,744	80,307	2437	3.0%
	包括的支援事業費	117,021	118,457	△1,436	△1.2%
	任意事業費 ※4	38,700	35,960	2,740	7.6%
	その他地域支援事業費	2,903	0	2,903	皆増
4 その他		101,045	176,336	△75,291	△42.7%
5 予備費		0	0	0	
歳出合計		8,597,847	8,494,424	103,423	1.2%

※3 市町が実施する介護予防事業及び地域包括支援センターの運営にかかる費用です。

※4 任意事業とは、市町の実態に応じて任意に行うことができるもので、事業としては高齢者の見守り事業、家族介護支援事業等を実施しています。

問い合わせ：総務課 総務係 TEL 0942-81-4825

情報公開及び個人情報保護制度運用状況の公表

鳥栖地区広域市町村圏組合では、開かれた組合の運営を実現するために情報公開条例を、また、圏域住民の個人情報を適切に取り扱うために個人情報保護条例を制定しています。

昨年度の両制度の運用状況は次のとおりです。

1 情報公開制度における請求件数等

平成28年度は、公文書の公開請求はありませんでした。

年度	請求件数	処理状況				不服申立
		全部公開	部分公開	非公開	取下げ	
28年度	0	0	0	0	0	0

2 個人情報保護制度における請求件数等

平成28年度においては、4,164件の請求がありました。

年度	請求件数	処理状況				不服申立
		全部公開	部分公開	非公開	取下げ	
28年度	4,164 (4,153)	4,164 (4,153)	0	0	0	0

()内はケアプラン作成のため請求された件数です。

■ 問い合わせ / 鳥栖地区広域市町村圏組合

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1

ホームページアドレス <http://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>

◎出前講座、その他総務全般に関すること 総務課 総務係

TEL 0942-81-4825 FAX 0942-85-2084

◎介護保険料に関すること

総務課 収納対策室 介護保険料係

TEL 0942-85-3637 FAX 0942-85-2084

◎要介護・要支援認定に関すること

介護保険課 認定係

◎介護保険給付に関すること

介護保険課 給付係

TEL 0942-81-3315 FAX 0942-81-3316

◎介護予防に関すること

介護保険課 地域支援係

TEL 0942-81-3111 FAX 0942-81-3316